

令和7年度業務の進捗状況（対策）
および
有識者ヒアリング（概要）

対 策

社会実装に関する検討

(1)有識者等ヒアリング（資料3－1）

- ・ 規制における社会実装のためヒアリングを実施
- ・ 法律家（諸外国の状況把握）、野生動物保護管理の専門家、関係自治体等を対象として実施

(2)先行事例収集（資料3－2）

- ・ レビュー論文を元に、根拠となる資料を収集
- ・ 有識者等ヒアリングを通じて情報を収集
- ・ 2026年2月時点で確認できる資料をもとに整理

(3)モデル地域での社会実装検討（資料3－3）

- ・ 規制が開始したモデル地域において、非鉛弾の性質を知るため試射会を開催
- ・ 有害駆除捕獲への影響緩和のため非鉛弾の配布
- ・ 規制の順守および普及啓発のため見回りを実施中

ヒアリング対象者と項目

狩猟者、猟用資材関係者

- ・ 狩猟用資材の流通、販売状況、非鉛弾にした際の銃への影響、鉛弾の処理費用
- ・ ライフル銃、散弾銃、空気銃ごとの非鉛弾の特性
- ・ 規制に対する懸念、課題
- ・ 現場での見回り体制、射撃場での非鉛弾の使用

野生動物保護管理関係者

- ・ 許可捕獲・管理捕獲への影響
- ・ 非鉛弾を用いた狩猟
- ・ 野生動物、人への鉛暴露

法令（海外事例）・行政関係者

- ・ 北海道での鉛弾規制の経緯
- ・ 海外での鉛弾規制に関する事例
- ・ 制度設計・政策提言

ヒアリング結果（概要）

*あくまでヒアリング内容の抜粋であり事実と異なる場合がある。

1 狩猟用資材全体について

- メーカーとしては非鉛弾への移行は可能。ただし、移行期間を明確にすべき。
(最短5年)

※この5年というのは、メーカーが輸入を停止し、銃砲店や狩猟者の在庫がなくなるまでの最短時間。
もし、回収費用補助があればより短い期間でも対応可能。

- 非鉛弾は海外からの輸入に依存しており、将来の国内製造も見込んでないので、国際有事などが発生した場合には**流通が安定しない可能性がある**。
- 非鉛弾は**価格が高価である**。
- 全国など広範囲で規制した場合、鉛弾の**廃棄処理対応が生じるが、キャパシティ的には対応は可能**。

※処理にかかる費用として、粒径の小さい散弾は150円、ライフル弾は150円。

なお、3号以上の散弾は射撃場では消費できない。

ヒアリング結果（概要）

【ライフル銃】

（１）銃身への影響について

- 銅弾の方がライフリングの摩耗はするが、鉛弾であっても摩耗する。
- ライフルの耐用発射数は約3000発であり、猟銃用火薬無許可譲受票で購入できるライフル弾が50発までであることを考えると影響は大きくないと考えられる。
- エゾシカを15年間、銅弾を用いてライフル銃で狩猟しているが、適切に射撃し、急所に着弾させれば、**威力や命中精度に対して大きな問題はない**と感じている。また、銃身が大きく摩耗してしまったということもない。

（２）実包の流通状況について

- 北海道で規制が開始された時期はフェイルセーフ弾（芯材の鉛を銅でコーティングした弾）が流通していたが、今は**銅弾が多く流通している**。
- ライフル弾の種類は非常に多いが、一般的な口径のものは非鉛弾が流通している。
- ライフル実包の令和6年度の国内販売数（出荷ベース）全体65万発、うち20万発が非鉛弾。

ヒアリング結果（概要）

【散弾銃】

（１）銃への影響について

- ・ 現在製造されている銃はSP（steel proof）というスチール弾に対応する加工をしているので**問題ない**。一部ハンドメイドの銃器は対応していないと思われるが一般的なものは対応している。
- ・ 使用される火薬が以前に比べて良くなっている。
- ・ 20年前のソフトスチールより現在の軟鉄の方が性能は向上し、トラップ射撃用の絞りが最大の銃で撃っても**問題ない弾が既に流通している**。
- ・ 軟鉄が使用できない銃（水平二連など）は非鉄製の弾を使用する。
- ・ 銃身が変形することは余程大量の弾を撃たないと起きない。

（２）散弾実包について

1）流通状況について

- ・ 現在の使用状況は、国内全体数が約200万発。非鉛弾全体（スラッグ弾も含む）は年間で10万～15万発流通。
- ・ スラッグ弾は、国産で非鉛弾が製造されており、輸入もある。値段は高くなるが、**供給は問題ない**。

2）性能について

- ・ 弾の大きさを変えて使用すれば同程度の威力、命中度を誇り、問題ない。火薬の性能も良くなっているので**弾の性能は問題ない**。

ヒアリング結果（概要）

【空気銃】

1) 銃への影響、性能について

- これまで2万羽程度のカワウを捕獲し、発砲数はさらに多いが、2009年から同じ銃を使用してライフリングも**問題なく、消耗品の交換のみで、壊れたことはない。**
- 非鉛弾であってもカモやカラスでは**十分な威力**である。

2) 流通状況について

- 空気銃の弾は購入時に許可が不要なため、詳細は不明であるが、空気銃の弾も6.35、5.5で**非鉛弾は流通している。調達も可能である。**

ヒアリング結果（概要）

2 非鉛弾の使用について

- 非鉛弾にした時の懸念（命中率・威力・銃への負担）は大きな問題ではない。
- 狩猟者の多くは、非鉛弾にネガティブなイメージを持っている。
- 射撃場で使用した非鉛弾の回収について分別処理に負担が生じる可能性→非鉛弾を用いて練習ができる射撃場が限られる。

※射撃場の公安委員会への許可申請時の申請内容によって、非鉛弾が使用できない場合がある。

- 適切なメンテナンスと日頃の射撃練習を行えば、鉛弾と大差ない使用感である。
- 狩猟者の中には、基本的なメンテナンスや射撃練習が不足している人も多い。

3 規制に対する課題

- 火薬や雷管等の材料の不足。輸入量の確保への懸念。
- 特に75歳以上の所持者（約1万8千人）は銃の所持をやめる可能性があり。
- 非鉛弾は貫通しやすく急所を狙わないと回収が困難になる恐れがあり、狩猟方法の変更（勢子猟で何発かで仕留める→バイタルポイント一発狙い）が進むことが予想され、これまで使っていたを狩猟方法を変更しなければならないといった影響が懸念。
- 鉛弾だけ規制され、鉛（釣り錘）を規制しないことへの不満がある。
- 現場での検挙が困難である。見回りだけでなく、現場で違反者の摘発まで行わないと実効力がないのではないか。

ヒアリング結果（概要）

4 許可捕獲・管理捕獲への影響について

- 散弾銃に関して、北海道ではカラス駆除で散弾を用いており、非鉛弾の価格が高いことから捕獲数が減る懸念あり。
- 鉛弾を規制することで、**捕獲数が減るということはない。**

5 野生動物への鉛曝露について

- 猛禽類だけでなく、**ツキノワグマでも高濃度の血中鉛濃度**が確認されている。
- ツキノワグマの体毛の安定同位体比から、シカ残渣の利用頻度がシカ管理強化の時期から増加した報告あり。

6 人への鉛曝露について

- ジビエの利用だけでなく、**鉛弾の使用そのものが鉛曝露を引き起こす。**
- 鉛の影響は、ジビエを家族で食べることを介して**次世代へ生じる点を考慮する必要がある。**
- ライフル弾はスピードが速いため、当たった際に体内で鉛が飛散するが、最近の研究では、散弾銃もスピードがライフル弾に比べて遅いにもかかわらず、ナノレベルで体内に飛散していることが明らかになった。また、そのナノレベルでの鉛弾の破片の飛沫による鉛濃度がWHOの鉛の基準値以上であり、散弾銃でも深刻な鉛の汚染がある。

ヒアリング結果（概要）

7 対策について

- 日本に非鉛弾が入ってくる仕組みを国として取り組むとよいのでは。
- **指定管理鳥獣対策事象の実施要領では非鉛弾使用を推奨しているだけなので、交付金で実施している以上、条件を強化すべき。**
- 有害鳥獣駆除は社会貢献なので、捕獲者に弾代を負担させるのではなく、社会全体で費用を負担すべき。
- **鳥獣の放置の禁止についてこの機会に整理すべき。**
- 例外規定を設ける場合、そのリスクを把握することをアプローチに組み込む。
- 補助金制度の整備とその運用が重要（ドイツでは国と州政府で狩猟者、保護団体と連携し補助金制度、支援制度を作成）。
- 見回り実施者の管理方法、情報提供方法を整備。
- 流通面では、輸入元、卸、小売りの間での情報共有が重要。
- 特殊な口径の使用は、指定管理鳥獣事業などの範疇ではごく一部と考える。その数を把握したうえで、ごく一部であれば対応不要。
- 鉛か非鉛の2択ではなく、鉛が露出しないなどの構造に着目した銃弾の規制。
- ヨーロッパでは銃や弾薬への課税が一般的で、鉛か非鉛で税率を変える議論あり。

ヒアリング結果（概要）

8 普及啓発について

- 科学的で合理的な説明があれば、規制に対する理解を得られる。
- 科学的な調査や既存文献の収集を行い、環境省HPなどでわかりやすく普及啓発するとよい。
- 人体や野生生物へのリスクと技術的な性能について、わかりやすく伝えていくことが規制に説得力を持たせる意味で重要。
- 非鉛弾の有効性と環境保全の重要性を伝える。
- 業界団体と連携しつつ非鉛弾を使用するメリットを明確化。